

深川市新庁舎建設基本計画（案）



2019年（令和元年）10月

北海道深川市

はじめに

深川市役所の現庁舎は、昭和41年に建設されて以来52年が経過し、著しい施設設備の老朽化に加え、耐震性やバリアフリー性能等の不足など多くの課題を抱え早急な対応が必要な状況にあります。

こうした中、東日本大震災や熊本地震が発生し、多くの自治体庁舎が被害を受け災害復旧等に影響を及ぼすこととなり、災害対策機能や行政機能を有する庁舎の重要性が改めて認識されました。

このことを受け、国では耐震基準を満たしていない庁舎の建替え等に対して、期間を限定して新たな地方財政措置が講じられています。

このような状況下で、本市においては庁舎が抱えるさまざまな課題解決のため庁内で検討を進め、庁舎整備に関する基本的な検討課題をまとめた「深川市庁舎整備の検討に向けた諸課題について」を、令和元年5月に策定しました。

その後、この諸課題に即して、より具体的な内容を市民の皆さん検討いただくため、令和元年6月に「深川市庁舎整備検討会議」を設置し、令和元年7月には「深川市議会庁舎整備特別委員会」が設置され、庁舎整備に向けて様々な議論をいただくとともに、市民アンケート調査を実施するなど広く市民の皆さんから意見をいただき、今般「深川市新庁舎建設基本計画（案）」を策定しました。

本基本計画（案）は、新庁舎の具体的な機能や規模、目指す庁舎のあり方などについて整理し、この後の基本設計・実施設計に向けた基礎的な内容を示したものです。

今後は、市民説明会やパブリックコメントを実施し、より多くの市民の皆さんからご意見をいただく機会を設けます。

近年、全国的に発生している災害の状況などを踏まえ、市民の安心安全を確保する防災拠点として、さらに市民の皆さんに親しまれる庁舎となるよう、本計画に基づいた新庁舎の整備を着実に進めます。

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画の目的及び位置付け	1
2. 関連計画との整合	2

第2章 現庁舎の現状と課題

1. 現庁舎の現状と課題	3
2. 庁舎整備の必要性	5

第3章 新庁舎建設の基本的な考え方

1. 新庁舎の在り方	8
2. 庁舎周辺施設との関係	8
3. 新庁舎建設の基本方針	10

第4章 新庁舎の機能

1. 新庁舎に求められる機能	11
(1) 窓口・相談機能	12
(2) 市民交流機能	14
(3) 防災拠点機能	15
(4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能	19
(5) 省エネルギー等機能	20
(6) 執務環境	21
(7) 情報通信技術（ICT）機能	22
(8) 防犯・セキュリティ機能	23
2. 議会施設としての機能	24

第5章 施設計画

1. 新庁舎の規模	25
2. 新庁舎の建設位置	29
3. 配置計画	31
4. 階構成	33

第6章 整備計画

1. 整備手法	34
2. 概算事業費及び財源、公債費の推移	39
3. 整備スケジュール	43

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画の目的及び位置付け

現庁舎は、昭和41年に建設されて以来52年が経過しており、施設・設備の老朽化や耐震性の不足、バリアフリー性能等の不足など多くの課題を抱え、早急な対応が求められています。

本計画は、これら現庁舎が抱える課題を解消するため、庁舎整備の基本理念や基本方針、整備後の庁舎に備える機能、規模などを具体的に示すとともに、今後、基本設計や実施設計を行う際の基礎的な内容を示すものとして策定するものです。

庁舎整備の検討に向けた諸課題について

庁舎整備に関する基本的な検討課題を整理したものです。



基本計画

庁舎整備の具体的な方針を整理するものです。



基本設計・実施設計

庁舎整備に向けての具体的な設計を行うものです。

2. 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

(1) 第五次深川市総合計画（平成24年度～令和3年度）

第五次深川市総合計画は、市政運営の最上位計画として、市政のあらゆる分野を対象に、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として定めたものです。

整備後の庁舎が、第五次深川市総合計画に掲げる都市像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる計画とします。

(2) 深川市都市計画マスタープラン（平成13年度～令和3年度）

深川市都市計画マスタープランは、土地利用やまちづくりに必要な都市計画事業の基本方針を定めものです。

庁舎の整備にあたっては、市民への行政サービス機能の向上を目指し、ユニバーサルデザインの推進や周辺環境との調和のとれた計画とします。

(3) 深川市地域防災計画

深川市地域防災計画は、災害予防や災害応急対策、災害復旧などの防災対策を推進し、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に定めたものです。

庁舎の整備にあたっては、災害対策本部設置場所として位置づけられた市役所庁舎で円滑な活動ができるよう、必要な機能を備えた計画とします。

(4) 深川市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）

深川市公共施設等総合管理計画は、市の公共施設のマネジメントにおける上位計画として、公共施設等の適正な配置や維持管理等に関する基本的な方針を定めたものです。

庁舎の整備にあたっては、公共施設等総合管理計画の基本方針等に従って、長期的視点に立ち、ライフサイクルコストの縮減に向けた建物の長寿命化や継続的な保全管理に配慮した計画とします。

(5) 深川市バリアフリー基本構想（平成28年度～令和13年度）

深川市バリアフリー基本構想は、誰もが快適に、そして安全安心に暮らせる未来のまちづくりを推進するため定めたものです。

庁舎整備にあたっては、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう意見を反映した上で、建築物移動等円滑化基準への適合に努め、バリアフリー化を図る計画とします。

第2章 現庁舎の現状と課題

1. 現庁舎の現状と課題

(1) 現庁舎等の現況

現庁舎は、建設からすでに52年が経過しており、施設や設備の老朽化に伴う劣化が著しく、修繕費の増加が庁舎管理上の課題となっています。また、耐震化やバリアフリー等への対応が不十分で、行政サービスを提供する場として十分な機能を果たしているとは言い難い状況にあります。

名 称	構 造	延床面積	建設年度	経過年数
本庁舎(東庁舎含む)	R C 地下1階 地上3階建(一部4階)	5,421.58 m ²	S41.12	52 年

[庁舎周辺施設]

克雪車両センター	S 2階建	788.10 m ²	S51.12	42 年
総合福祉センター	R C 2階建(一部3階)	2,116.77 m ²	S58.02	36 年
健康福祉センター	R C 3階建	2,240.46 m ²	H09.03	22 年

※RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨造



本庁舎



東庁舎



克雪車両センター



総合福祉センター



健康福祉センター「デ・アイ」

(2) バリアフリー等の現状

現庁舎は、昭和56年に正面玄関西側にスロープを整備していますが、高齢者や障がい者にとって使いやすいものとはなっていません。

また、健康福祉センターを除いて多機能トイレやエレベーターなどの設備がなく、今後ますます増えると考えられる高齢者等が快適に利用できる庁舎のあり方が問われています。

さらには、窓口の待合スペースや通路等が狭く利便性の低下を招いているほか、窓口カウンターの仕切りがなく相談室も少ないなど、利用者のプライバシーへの配慮も十分ではありません。

加えて、市民が気軽に集えるスペース等がないため、市役所は「必要な用事を済ませた後は直ちに帰るところ」となっており、市民との協働スペースや市民に親しまれる集いの場づくりが求められています。

(3) 防災拠点としての機能

現庁舎は、電気関係設備や一部のサーバ関係設備が低層階にあることから、水害時に浸水があった場合には電源の喪失、電算データの消滅などの恐れがあります。さらに電源喪失時には非常用自家発電設備の不足により、防災拠点としての機能がほとんど果たせなくなる可能性があります。

特に、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、市内全域が停電する中、市で保有する小型発電機を使用し災害対応にあたりましたが、必要最小限の電力しか賄えず庁舎機能の大半が機能しない状態となるなど、一時防災拠点として十分な機能を果たせない状況が生じました。

(4) 耐震診断の結果

平成26年度に実施した耐震診断において、建物の耐震性能を表すI_s値（構造耐震指標）が、本市庁舎に必要な耐震安全性の判定基準0.81を大きく下回る0.225（本庁舎側1階）等となり、耐震性能が著しく不足していることが判明しました。仮に熊本地震程度の地震が発生した場合には、最悪の場合、庁舎の倒壊被害が想定されます。

〔耐震診断の結果〕

判定結果	階	本庁舎		東庁舎	
		X方向(東西)I _s 値	Y方向(南北)I _s 値	X方向(東西)I _s 値	Y方向(南北)I _s 値
結果	3階	0.370/NG	0.841/OK	0.430/NG	0.999/OK
	2階	0.291/NG	0.607/NG	0.633/NG	0.679/NG
	1階	0.225/NG	0.413/NG	0.297/NG	0.606/NG
	地下	0.341/NG	0.651/NG	—	—
診断結果		倒壊または崩壊する危険性が高い		倒壊または崩壊する危険性が高い	

※本庁舎と東庁舎をつなぐ「渡り廊下」は大地震時に脱落の可能性があるとして診断されています。

2. 庁舎整備の必要性

(1) 庁舎整備に関する地方財政措置

これまで庁舎の建替えについては、国の財政支援は無く、各自治体の自己財源で対応することが原則とされてきましたが、熊本地震等の発生を教訓に、国は耐震基準を満たしていない庁舎の建替え等に対して「公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）」などの手厚い地方財政措置を講じています。ただし、この事業は令和2年度までに実施設計に着手することが条件とされた期間限定の措置となっています。

(2) 庁舎整備の必要性

現庁舎は、前述のように耐震性の不足や施設・設備の老朽化、バリアフリー性能等の不足など、安全性や利便性などに多くの課題を抱えている状況にあり、さらには国の庁舎整備に対する地方財政措置の状況を踏まえた場合、早急に庁舎を整備することが望ましい状況にあります。

(3) 庁舎整備の手法

①整備手法の種類

庁舎の整備の手法としては、「耐震改修」「建替え」「既存施設への移転」の方法があります。

〔耐震改修〕

現在の庁舎を耐震補強し継続して利用する「耐震改修」では、耐震改修工事のほかに、エレベーターや多目的トイレの設置、給排水や電気設備等の更新など大規模改修を実施する必要があります。

ただし、躯体等の基本的な構造を変更することができないため、設備・機器の更新やバリアフリー機能の導入等に制限が生じ、機能拡充が図れない可能性があります。

また、耐震ブレース(フレーム)や耐震壁の設置を行うことから、庁舎内が狭隘となり執務空間の有効面積が減少する恐れがあります。

さらに、現庁舎を利用したままの耐震改修工事は困難なことから、仮設庁舎を設け一度移転しなければいけなく、そうした追加費用も必要となります。

また、耐用年数が、耐震診断時点(平成26年度実施)から約20年となっており、庁舎の長寿命化についても併せて検討する必要があるほか、近い将来、再び建替えについて検討を行う必要があります。

〔建替え〕

現在の庁舎とは別に新たな庁舎に建て替える「建替え」の場合は、初期の建設費用は耐震改修よりやや高額ではあるものの、防災拠点としての施設づくりや市民の安全性や利便性の向上、行政事務の効率化などのほか、省エネルギー技術や最新設備の導入による環境性能の向上や維持管理の容易性が図られます。

〔既存施設への移転〕

既存施設に庁舎機能を移す「既存施設への移転」の場合、現庁舎の機能をそのまま移すことができる適当な施設は現時点ではなく、仮に複数の施設に庁舎機能を分散した場合、市民サービス等のさらなる低下を招くことから現実的な手法ではないと考えます。

②耐震改修と建替えの比較検証（平成 26 年度耐震診断における概算比較）

耐震改修と建替えについて、以下のとおり比較検証しました。

項目	耐震改修	建替え
概算事業費	○耐震改修工事 7.9 億円 ○大規模改修（設備更新・エレベーター新設等） 6.1 億円 ○仮設庁舎工事 13.2 億円 ○引越費用（2 回） 3.3 億円 計 30.5 億円	○庁舎建設工事 27.9 億円 ○旧庁舎解体 2.4 億円 ○引越費用 1.7 億円 計 32.0 億円
耐用年数	約 20 年	50 年以上
機能評価等	・ 躯体、設備などの基本的な構造を変更することができないため、施設整備に制限がある。 ・ 耐震ブレースや耐震壁等の設置により執務空間の有効面積が減少する。 ・ 改修中の使用ができないため仮設庁舎等が必要。 ・ 躯体の劣化を防ぐことが困難なため、地震時に破損する恐れがある。 ・ 近い将来再び建替えの検討が必要である。	・ 防災拠点施設としての機能確保が可能。 ・ 市民の安全や利便性、使いやすさを考慮した施設整備が可能。 ・ 仮設庁舎等は不要。

※「既存施設への移転」は、現実的ではないとしたため比較検証から除いています。

※上記概算事業費と耐用年数は、平成 26 年度に実施した耐震診断で報告を受けた内容を掲載しています。なお、概算事業費は当時の単価で計算していますので、現在の費用と相当な乖離があることが見込まれます。

③アンケート調査の結果

令和元年7月に市民 1,000 人を対象に実施した「深川市庁舎整備基本計画の策定に係る市民アンケート」については、434 件の回答をいただき、調査結果については別途取りまとめたところです。

このうち、問 13 の設問で「庁舎の整備（建替えまたは耐震改修）についての考え方」を伺ったところ、①建替えする場合の場所の設問では、「費用負担を極力抑えるために、現在地も含めて、所有している適当な市有地を活用し建替えすること」の回答が 301 件 69.4%と多数を占め、「土地の取得に時間や費用をかけてでも、利便性が高い場所に建替えすること」が、62 件 14.3%、「利便性が多少低くても、浸水など災害の影響を受けにくい場所に建替えること」が 42 件 9.7%となっています。

また、耐震改修工事をする場合の内容の設問では、「耐震改修工事に加え、エレベーターの設置や老朽化している設備等の改修」の回答が 288 件 66.4%と最も多く、次いで「耐震改修工事のみ」の回答が 67 件 15.4%となりました。

なお、問 13 で①の建替えに関する設問に回答した方は 416 人となり、②の耐震改修に関する設問に回答した方は 368 人となっており、耐震改修より建替えの方に関心が高いことが伺えます。

さらに、アンケート調査の最後に設けた自由意見欄には、合計で 136 件のご意見をいただきましたが、庁舎を整備することについて、「賛成」や「概ね賛成」「どちらかといえば賛成」など、賛成と識別できるご意見が 109 件あり、そのうち整備手法について「建替え」が良いと捉えることができるご意見は 91 件にのぼっています。

④整備手法の決定

これまで記載した比較検証のとおり、耐震改修では根本的な課題の解決には至らない可能性が高く、整備後の庁舎機能や来庁者の利便性、費用対効果など多くの面で「耐震改修」より「建替え」の方が、優位性が高い状況にあります。さらに、アンケート調査の結果においても、建替えに関心を持たれている方が多い状況と考えられます。

以上のことから、庁舎整備の手法としては「**建替え**」を選択することとします。

第3章 新庁舎建設の基本的な考え方

1. 新庁舎の在り方

市役所庁舎は、市民福祉の向上や市民の安心安全な暮らしを守る拠点となる施設です。新庁舎は、災害対応の拠点機能を強化することを念頭に、現庁舎が抱える課題解決をはじめ、市民の利便性や快適性の向上、効率的な行政運営などが図れる庁舎を目指し整備を進めます。

また、建設にあたっては、将来を見据え多様化する行政需要に的確に対応し時代の変化に柔軟に対応できる庁舎づくりを行う一方で、健全な財政運営の観点から華美にわたらないコンパクトな庁舎となるよう整備費用の抑制に努め、後年度の負担をできるだけ軽減できるよう十分配慮していきます。

2. 庁舎周辺施設との関係

市役所庁舎の周辺には、「克雪車両センター」「総合福祉センター」「健康福祉センター デ・アイ」があります。

新庁舎の建設の検討にあわせて、市民の利便性の向上をはじめ、行政機能の強化や効率化、施設の老朽化などを考慮して、周辺施設との複合化の可能性について検討を行いました。

(1) 克雪車両センター等

昭和51年に建設された「克雪車両センター」には、市道の維持管理や除排雪を行うための大型車両等を保管する車庫のほか、作業従事者の執務や休憩等を行うスペースを設けています。また庁舎周辺には、この他に大型車両等を保管する車庫があります。

これらの施設を新庁舎と複合化した場合、施設の規模や事業費の大幅な増加を招くとともに、作業従事者が早朝に庁舎へ出入りすることによる、防犯・セキュリティ対策に課題が生じることも考えられることから、新庁舎との複合化は行わないこととします。

なお、現在の施設は耐震性が不足し、施設・設備等の老朽化が著しく、施設の破損がみられるほか、大地震の場合は施設が倒壊することもあります。また、早朝の作業による車両等の音や屋根雪の落雪など、周辺住民への影響も懸念される状況にあります。

このことから、車両センター等については、現在の機能から縮小を図りできる限り費用を抑えるとともに、周辺住民への影響等も考慮して新たな施設の整備について検討を行うこととします。

(2) 総合福祉センター

昭和58年に建設された「総合福祉センター」は、老人福祉センター、児童センター、働く婦人の家で構成された複合施設です。施設には、社会福祉協議会や消費者センター、障がい者支援センターあつぷる、しらかば教室が入るほか、集会室や軽運動室、料理実習室などが設けられ、各種団体やサークルなどの活動に利用されています。

施設は、老朽化に伴う劣化が進むものの、耐震性が確保され耐用年数を迎えるまでには一定の期間があり、現在の施設を使用し続けることには大きな支障はない状況です。

また、この施設を新庁舎と複合化した場合、施設の規模や事業費の大幅な増加を招くほか、現在利用する各種団体等の活動の場を十分に確保できなくなるとともに、広いスペースを必要とする児童センターの機能確保もできなくなる可能性があります。

このことから、総合福祉センターの新庁舎への複合化は行わず、施設利用に影響を及ぼさないよう必要な修繕を行いながら、当分の間、現施設を使用していくこととします。

(3) 健康福祉センター「デ・アイ」

平成9年度に建設された健康福祉センター「デ・アイ」は、1階に健康福祉課と高齢者支援課を、3階には療育センターを配置し、市民の健康増進や障がい福祉、介護支援・予防等に関する業務を行っています。また、施設には、訪問看護ステーションが入るほか、多目的ホールや研修室などが設けられ各種健診や健康教室、会議等に利用されています。

施設は、設備の劣化が一部あるものの、耐震性が確保され、耐用年数を迎えるまでには約30年の期間があり、現在の施設を使用し続けることには支障はない状況です。

また、この施設を新庁舎と複合化した場合、施設の規模や事業費の大幅な増加を招くほか、各種健診や教室等の会場確保が十分に行えなくなるとともに、療育センター等の機能確保ができなくなる可能性があります。

このことから、健康福祉センターの新庁舎への複合化は行わず、施設利用に影響を及ぼさないよう必要な修繕を行いながら、現施設を使用していくこととします。

なお、新たな庁舎では、市民の利便性向上と効率的な行政運営に向けて窓口の集約化を図ることを目指していることから、健康福祉センター1階に配置する「健康福祉課」と「高齢者支援課」については、施設の維持管理や事務事業推進等への影響を見極めながら、新庁舎へ移転することを目指し検討を進めることとします。

3. 新庁舎建設の基本方針

新庁舎は、次の考え方を基本方針として整備を進めます。

基本方針 1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎
・市民がわかりやすく、快適に利用できる庁舎 ・市民が気軽に立ち寄ることができ、お互いに触れ合うことのできる親しまれる庁舎
基本方針 2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎
・耐震性の高い安全な建物として、災害対策本部としての機能を十分発揮できる庁舎 ・最新の石狩川ハザードマップに対応し、浸水があっても市役所機能が維持できる庁舎
基本方針 3 人と環境に優しい庁舎
・すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が取り入れられた庁舎
基本方針 4 効率的で安全な庁舎
・経済性（無駄がなく華美にわたらない庁舎）と機能性を合わせ持ち、効率的でコンパクト、オープンな執務空間

第4章 新庁舎の機能

1. 新庁舎に求められる機能

新庁舎の機能は、基本方針に基づき次のように設定します。

基本方針1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

- (1) 窓口・相談機能
- (2) 市民交流機能

基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

- (3) 防災拠点機能

基本方針3 人と環境に優しい庁舎

- (4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能
- (5) 省エネルギー等機能

基本方針4 効率的で安全な庁舎

- (6) 執務環境
- (7) 情報通信技術(ICT)機能
- (8) 防犯・セキュリティ機能

基本方針 1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

(1) 窓口・相談機能

窓口等は市民の利用頻度が最も高いことから、市民の利便性を重視した窓口の配置等とするほか、手続きに伴う各種相談が安心して行えるよう必要な環境を整えます。

①窓口の配置

- ・市民の利用頻度が高い「窓口機能」をできる限り低層階に集約し、関連部署を近接させるなど、来庁者の利便性が高い窓口配置とします。
- ・臨時的かつ一時的に集中して受付を行う手続きなどでは、市民が利用しやすい場所に臨時窓口スペースが確保できるよう検討します。なお、臨時窓口の設置がない期間は、多目的なスペースとしての利用を検討します。

②ワンフロアサービス・ワンストップサービスの検討

- ・様々な手続きを一カ所で行うことができる「ワンストップサービス」は、来庁者の利便性は高いものの、利用状況によっては待ち時間が長くなることや専門分野への対応に課題があることから、窓口を分けてワンフロアに集約する「ワンフロアサービス」を基本に検討することとします。なお、証明書発行など待ち時間の短い窓口業務や、身体状況等により必要な方のためのワンストップ窓口の設置を検討します。

③窓口スペース

- ・窓口カウンターは、受付内容や身体状況に応じた対応が可能となるよう、高さが異なるカウンター（ハイカウンターとローカウンター）を設置します。また、利用者のプライバシー保護の観点から、窓口カウンターには必要に応じて衝立を設置します。

④相談スペース

- ・プライバシーに配慮した相談スペースや個室の相談室を設置し、来庁者が安心して相談や手続きを行えるように検討します。

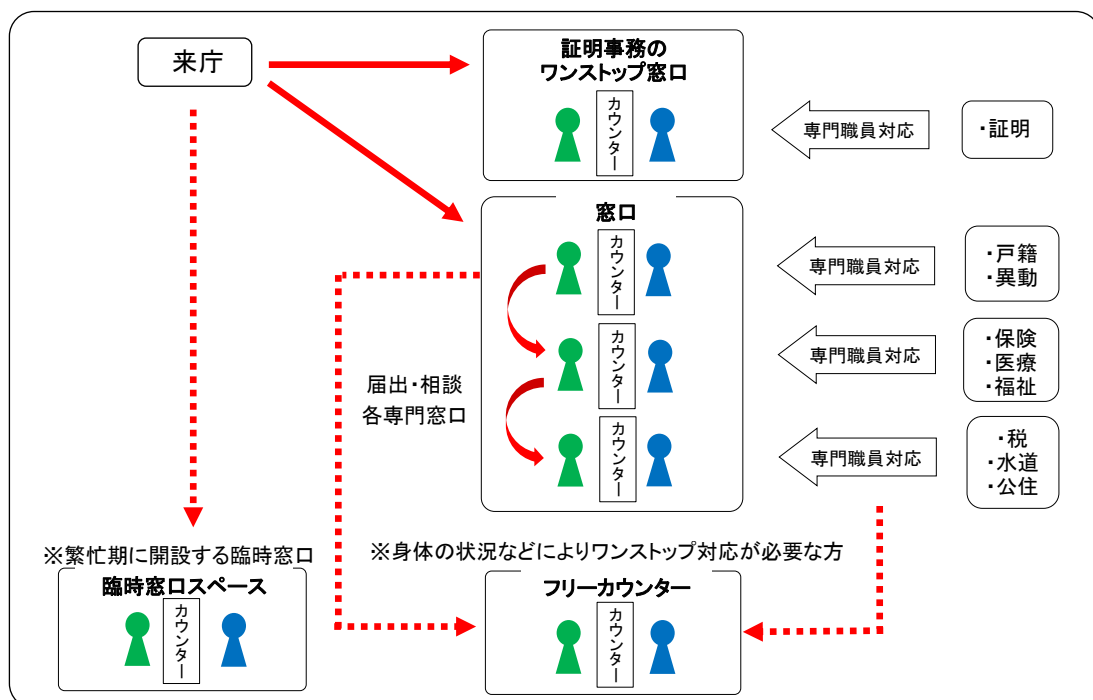
⑤待合スペース及び案内表示

- ・窓口フロアでは、車いすやベビーカーなどの通行に支障がないよう、ゆとりある通路や待合スペースを確保します。また、窓口の案内表示は、表示の大きさや設置場所、配色などに配慮するとともに、視覚記号(ピクトグラム)を用いるなどの工夫を行い、誰にとっても分かりやすく見やすい表示とします。

＜ワンフロアサービスとワンストップサービスの比較＞

項目	ワンフロアサービス	ワンストップサービス
概要	担当部署ごとに窓口は分かれるが、市民利用の多い申請、届出、証明書発行等の窓口をワンフロアに集約して配置	住民票、戸籍、年金、保険、福祉関係など、様々な手続きを一カ所で済ますことができる総合窓口を設置。
メリット	・関連する窓口を集約配置することで手続きにかかる移動距離が短くなる。 ・対応窓口が明確で、専門的な対応が可能となる。 ・空いている窓口から手続きを済ますことで、効率良く手続きができる。	・複数の手続きが一カ所で済むため、来庁者の移動がない。 ・ワンストップ窓口のため、分かりやすい。 ・証明書発行などの事務に適している。
デメリット	・手続きごとに窓口を移動しなければいけない。 ・窓口の分かりやすい案内表示が必要となる。	・短時間で済む手続きと時間がかかる手続きが混在するため、来庁者が集中した場合、待ち時間が長くなる。 ・専門的な制度説明や相談が伴う場合は、対応ができない場合もあり、担当窓口への移動が必要となる。

＜窓口サービスのイメージ(案)＞



（２）市民交流機能

市民に親しまれ憩いの場となる庁舎を目指し、来庁者が利用できる多目的スペースや情報発信スペースなどを設けます。

①多目的スペース

- ・市民が自由に休憩や待ち合わせなどに利用できるスペースの確保を検討します。
- ・また、その一部は臨時の事務や展示、小規模のイベント、災害対応など、多目的に利用できる空間構成や設備について検討します。

②情報発信スペース

- ・来庁者が気軽に立ち寄り、行政情報のほか観光やイベントなど各種情報を得られるコーナーの設置を検討します。

③利便施設

- ・来庁者等の利便施設として、引き続きＡＴＭ（自動現金預払機）コーナーを利用しやすい場所へ設置します。
- ・売店や食堂等の設置については、現庁舎での状況を整理し必要性等を検証するなどして検討を行います。

④交通アクセス等

- ・来庁者の多くが自家用車を利用している状況にあることから、十分な駐車スペースの確保を検討します。
- ・障がいのある方や高齢の方、妊娠中の方などの駐車場は、庁舎に出入りしやすい位置に適正な台数分を用意します。
- ・公共交通を利用して来庁される方の利便性を考慮した施設整備を検討します。
- ・自転車等を利用して来庁される方のために、適切な規模の駐輪場を用意します。



ロビーにテーブル等を設置した事例



情報発信モニターの事例

基本方針 2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

(3) 防災拠点機能

災害時において、建物への被害を最小限にとどめ、防災拠点として確実に機能を果たすために高い耐震性能を有する構造とします。

また、災害時に災害対策本部としての機能を十分に発揮できるよう、迅速な災害対応及び復旧作業を進めるための防災拠点としての機能強化を図り、市民の安全と安心や行政機能の継続性を確保するため防災機能を整備します。

①耐震性能の確保

ア) 耐震安全性の目標値

- ・大規模な地震が起こった際でも、防災拠点施設としての機能が十分発揮できる耐震性、安全性を有する施設とするため、国の定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、耐震安全性の目標をⅠ類 - A類 - 甲類に設定します。

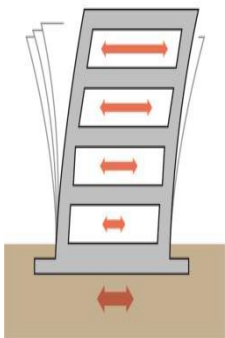
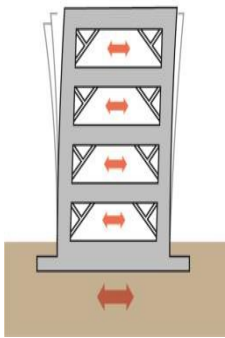
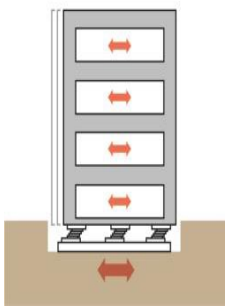
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。(重要度係数 1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。(重要度係数 1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。(重要度係数 1.0)
非構造部材※	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえ支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※非構造部材：天井材、内壁（内装材）、窓・ガラス、外壁（外装材）など

イ) 構造方式の検討

- ・新庁舎における構造方式として、「耐震構造」「制震構造」「免震構造」のそれぞれについて比較しました。新庁舎の耐震安全性の基準である構造体「Ⅰ類」については、いずれの構造方式を採用しても確保できますが、それぞれの長所、短所を検証したうえで構造方式を決定する必要があります。

＜構造方式の比較表＞

項目	モデル図	特徴	長所	短所
① 耐震構造		・地震力に対して構造体の骨組で耐える構造。 ・建物の揺れはあっても倒壊しない。	・一般的な構造であり、コストが安い。 ・長い工期を必要としない。	・地震による揺れが大きいため、ロッカーや設備は転倒に備えて固定する必要がある。 ・耐震基準Ⅰ類とする場合は、柱、梁を大きくする、また、大地震では、補修費が大きくなる場合がある。
② 制震構造		・建物に装着する制震ダンパーなどの動きにより、建物の揺れを低減させる構造。	・免震の構造ほどではないものの、建物の揺れが抑えられる。 ・超高層ビルやマンションに適している。	・制震ダンパーをバランスよく配置するために、空間の自由度の制約を受ける可能性がある。 ・免震構造ほどではないものの、コストが高い。 ・大地震などの災害後に点検費用が必要である。
③ 免震構造		・建物と地盤あるいは梁と柱の間に、免震装置を設置し、建物の揺れをやわらかい揺れへと抑制する構造。	・最も建物の揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。 ・ロッカーなども転倒や散乱を免れるため、業務の復旧が早い。	・イニシャルコストが最も高い。 ・大地震などの災害後に点検費及び一部補修費用が必要。 ・施工の難易度が上がり、かつ工期が長くなる。

ウ) 構造種別の検討

- ・建築物には、鉄筋コンクリート造（RC 造）、鉄骨・鉄筋コンクリート造（SRC 造）、鉄骨造（S 造）といった構造の種類がありますが、今後の設計段階において、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を決定します。

＜構造種別の比較表＞

項目	鉄筋コンクリート造 (RC 造)	鉄骨・鉄筋コンクリート造 (SRC 造)	鉄骨造 (S 造)
特徴	鉄筋とコンクリートを使用した耐震性に優れた構造	RC 造と S 造を組み合わせ双方の特徴を兼ね備えた構造	鋼製の部材を使用した靱性に優れた構造
柱間隔	10m以内が一般的	15m以内が一般的	20m以内が一般的
居住性	遮音性能、防振性能に優れている	遮音性能、防振性能に優れている	音、振動等が伝わりやすいので工夫が必要
耐火性	耐火構造とするのが容易	耐火構造とするのが容易	耐火構造とするために耐火被覆などの工夫が必要
費用	S 造より高く SRC 造よりも安い	最も高い	最も安い ※近年は資材高騰により RC 造より高くなる場合がある。
施工性・工期	S 造より長く SRC 造よりも短い	最も長い 鉄骨と鉄筋の取り合いが複雑となる	最も短い 使用する鉄骨、ボルト等部材によっては資材調達に時間を要する場合がある

②災害対策本部機能

- ・災害対策活動が円滑に行えるよう、災害発生時の指揮命令系統の中心となる災害対策本部機能を持つ会議室を設置します。なお、平常時は通常の会議室として利用できるよう整備します。
- ・災害対策本部会議室の配置階は2階以上とし、市長室や防災担当部署などの関係諸室とできるかぎり近い場所に設置して、スムーズな情報の収集・分析・発信に努めます。
- ・災害対策本部会議室の設備は、非常用自家発電設備による電源の確保、各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる電話回線などの通信手段のほか、対策の指揮伝達に必要な情報通信機器を整備します。
- ・災害対策時の国、北海道、自衛隊など外部からの職員の受け入れを考慮しつつ、災害対策要員が集中的に活動できるように十分なスペースを確保します。

③備蓄スペースの確保

- ・備蓄物資等の迅速かつ円滑な提供を行うため、非常食や災害用毛布などの生活必需品をはじめ、避難所運営や災害対策等の資機材を保管するスペースの確保を検討します。

④避難者などへの対応

- ・災害時には、帰宅困難者などが本庁舎へ避難する可能性があります。さらに、救援物資の受け入れやボランティアへの対応などが想定されるため、不特定多数の人が利用できる空間（多目的スペース）や災害時に対応可能なスペースの確保などについて検討します。
- ・また、館内の一時避難者へ情報提供を行う大型モニターの設置について検討します。

⑤ライフラインの確保

- ・停電時においても、防災拠点として活動する災害対策本部室などの諸室を一定期間維持するために必要な電源供給を行う非常用自家発電設備等を整備します。
- ・また、災害の発生に備え、一定期間の災害対策活動に必要な飲料水、雑用水及び排水機能の確保を検討します。

⑥浸水対策

- ・水害時でも、執務機能を確保するとともに、災害対策本部機能を十分に発揮できるよう、電気室や機械室、サーバ室などを浸水の恐れのない階へ配置します。

基本方針3 人と環境に優しい庁舎

(4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能

ユニバーサルデザイン※¹を導入するなど、年齢や障がいの有無などにかかわらず、来庁者の誰もが安全で快適に利用できる庁舎とします。

①わかりやすい案内表示等

- ・文字だけではなく図記号で表したピクトグラムを用いるなど表示の大きさや設置場所、配色に配慮したわかりやすい案内表示を導入するほか、音声情報や触知情報などの設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすい庁舎とします。

②快適な移動空間

- ・敷地内の通路は、複雑な移動とならないようにわかりやすく連続性のある移動経路とします。
- ・車いすやベビーカーの利用者にも配慮し、出入口等の段差解消や、ゆとりのある通路幅や転回ができるスペースを確保します。
- ・上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置し、主要な出入り口からわかりやすい位置に配置します。

③多様な利用者への配慮

- ・各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。トイレには、オストメイトや車椅子対応の多目的トイレを併設するとともに、子育て世代や高齢者などさまざまな来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- ・子育て世代が利用しやすいよう、授乳室やベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

（５）省エネルギー等機能

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境負荷低減策について積極的に取り組んでいくため、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）※²の実現を目指します。

また、自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進などの検討にあたっては費用対効果を比較検証しながら、本市に適した手法を導入します。

①自然エネルギーの有効活用

- ・費用対効果を見極めながら、太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・敷地内の屋外照明については、太陽光を利用した設備の設置を検討します。
- ・自然換気や自然採光の採り入れに配慮します。

②省エネルギー化の推進

- ・照明は、ＬＥＤ照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムを必要に応じて採用を検討します。また、冷暖房についても、省エネルギー効果の高い設備の導入を検討します。
- ・エネルギー使用量の推移データを記録できる「見える化」を検討し、適切なエネルギーマネジメントを行います。

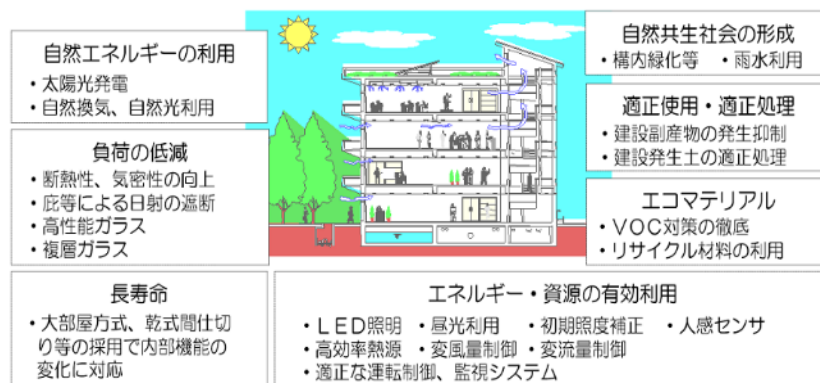
③エネルギー損失の低減・環境への負荷低減

- ・断熱効果に優れる工法の採用や高性能断熱材、高性能ガラスなどを導入します。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制するため、高効率給湯器や節水型トイレなどを採用します。

④エコマテリアル・木材の利用

- ・内装などに利用する材料は、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・「深川市地域材利用推進方針」に基づき、事業費抑制を踏まえながらも、木材の利用範囲や仕様について導入を検討します。

＜環境に配慮した庁舎のイメージ図（国土交通省ホームページより）＞



※² 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）：国土交通省が推進するもので、建築物のライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮し、日本の建築分野における環境保全対策となる「環境負荷低減に配慮した官庁施設」のこと。

基本方針 4 効率的で安全な庁舎

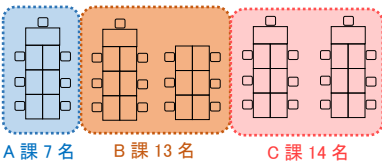
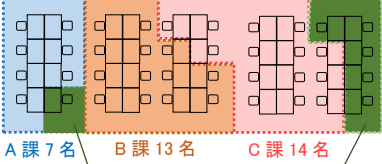
(6) 執務環境

将来の人口・職員数等や行政需要の変化などに柔軟に対応し、効率的・効果的に業務を推進できるよう執務環境を整えます。

① 執務空間

- ・執務室は、職員間のコミュニケーションが図りやすく間仕切りのないオープンフロア^{※3}を導入するなど、将来の組織変更等にも対応できる柔軟性の高い執務空間を検討します。
- ・執務室のレイアウトは、情報セキュリティ対策を講じたうえで、机等を均一化し合理的に配置することで効率的な執務スペースの活用が可能なユニバーサルレイアウト^{※4}の考え方を踏まえた執務室を検討します。
- ・業務の関連性が高い部局を近接して配置するなど、市民の利便性や業務の効率化に配慮したレイアウトとします。

<事務室内の机レイアウトの比較>

項目	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	 A 課 7 名 B 課 13 名 C 課 14 名	 A 課 7 名 B 課 13 名 C 課 14 名 共用スペースや増員スペースとして有効活用を図ることが可能
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成する。	課や係を単位として「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションも図りやすい。

② 会議・書庫・倉庫等

- ・会議室は、電子機器などの設備や可動間仕切りなどの設置により、会議形態や利用人数等に合わせ柔軟に利用できるよう検討します。
- ・各フロアで日常的に必要な打合せスペース等を適切に確保します。
- ・不要な書類や物品の削減に取り組みながら、適切な書庫や倉庫等のスペースを確保します。

※3 オープンフロア：各課を隔てる壁を取り除きフロアの一体が見渡せる空間。

※4 ユニバーサルレイアウト：部門構成に依存せずに机の構成や配置を均一に設定し、物を動かさずに人が動いてレイアウトを変更する机配置のこと。

(7) 情報通信技術（ICT）機能

最新 ICT 技術の活用により、様々な行政需要に対応できる情報ネットワークを整備するとともに、情報アプリケーションの導入を検討します。

また、将来の ICT の進展に柔軟に対処するため、情報システムの適時更新に対応できる庁舎とします。

①ICT 対応の促進

- ・ 執務室や会議室では無線 LAN を採用するなど、ICT への対応を検討します。
- ・ 主要な会議室には、電子機器を使用した会議運用ができるよう、プロジェクター、スクリーンなどを設置します。
- ・ 行政サービスの向上や行政事務の効率化のため、RPA^{※5}などの導入を検討します。

②重要機能室の設置とバックアップ機能の整備

- ・ 防災拠点としての機能を発揮するため、サーバ類のバックアップ機能、停電等に対応した電気設備や高度な情報セキュリティ対策などを備えた重要機能室(サーバ室等)の設置を行います。

※5 RPA:「Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、業務知識をルールとして蓄積し実行するルールエンジンや機械学習、人工知能などの認知技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取り組み。

(8) 防犯・セキュリティ機能

庁舎内では、市民の個人情報や行政情報など多くの重要情報を取り扱うため、情報漏えいを防ぎ、情報資産を守るなどの適切な管理を行う必要があります。そのため、セキュリティ対策を適切に行うとともに、防犯対策を実施し、来庁者や職員等の安全を確保します。

①防犯対策と情報保護対策の強化

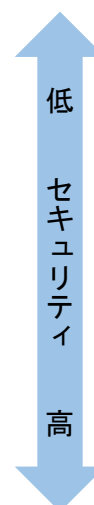
- ・執務室は間仕切りのないオープンフロア化により見通しの良い空間とし、できる限り死角を少なくすることを検討します。
- ・書庫や倉庫などの諸室は、職員の利便性にも考慮しながら、施錠できる設備を導入します。
- ・庁舎の出入口や敷地内、建物の死角となる部分には防犯カメラなどの設置を検討します。

②セキュリティ対策の強化

- ・重要度に応じたセキュリティレベルを設定し、来庁者、職員等の立ち入れる区画の分離などレベルを考慮した諸室等の配置を行うとともに、入退室管理を徹底します。
- ・書庫や出力機器（プリンタ、コピー機など）は、個人情報の保護のため、来庁者等の目に触れないよう、職員エリア内に配置します。
- ・開庁時、閉庁時及び緊急時の入退庁並びに重要機能室への入退室を管理するため、ICカードなどによる認証システムなどの導入を検討します。

<セキュリティレベルのイメージ>

セキュリティレベル	対象諸室の例	出入りの可否		セキュリティレベルイメージ
		来庁者	職員	
レベル 1	ホール、ロビー、トイレ、休憩や待ち合わせスペースなど	○	○	業務時間内は来庁者が自由に出入りできるオープンな空間とする。
レベル 2	会議室、相談室、窓口カウンターなど	○	○	窓口や、窓口では対応できない場合の打合せや会議で利用するエリアで職員を伴う利用とする。
レベル 3	執務スペース、書庫、倉庫、更衣室など	×	○	来庁者の立入りは原則不可とし、職員もカードキー等の認証による出入りを検討する。
レベル 4	重要で機密性の高い情報を扱う電算室・書庫、機械室など	×	△ 特定職員	限られた職員のみが出入りできる。



2. 議会施設としての機能

議会機能については、議決機関としての独立性を確保するとともに、市民に開かれた施設となるように議場や委員会室などを適切に配置します。

(1) 議会フロア

- ・議会施設は庁舎内に配置することとし、関連する諸室は、各室の関連性や動線に配慮して同一階に集約することとします。
- ・議場や関連する諸室、通路などは、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を検討します。

(2) 議場

- ・議場の座席配置や床形状などは、効率的で議論がしやすく円滑な議会運営が行われるよう検討します。
- ・議場の机や椅子などは、将来の変動にも対応できるよう可動式の設備導入を検討します。
- ・円滑で効率的な議会運営が行われるとともに、本会議等のモニター中継やインターネット配信などが引き続き可能となるよう、適切な音響や映像、情報通信等の設備の導入を検討します。

(3) 傍聴席

- ・傍聴席は、適切な座席数を確保するとともに、議員席との段差に配慮するなど、市民が傍聴しやすくなるよう検討します。
- ・車椅子に対応できるようにするなど、障がいのある方などにも配慮した設備を検討します。

(4) その他の議会関係諸室

- ・議会関連諸室は、正副議長室、議会応接室、議員控室、委員会室、議会事務局などを配置し、円滑で効率的な活動が行えるよう、適切なスペースの確保や機能の整備を検討します。
- ・委員会室は、一体的な利用に対応できるよう、可動間仕切りなどの整備を検討するとともに、議会関係以外の会議にも利用できるよう検討します。
- ・議員控室は、会派構成の変化に対応できるつくりを検討します。

第5章 施設計画

1. 新庁舎の規模

(1) 基本指標（想定人口・議員数・職員数）

新庁舎の規模を想定するための基本指標となる人口、議員数、職員数を、庁舎の供用開始予定である令和6年度（2024年度）を基準とし、次のとおり想定します。

項目	想定数	備考
想定人口	19,500人	人口ビジョンに基づき想定
想定議員数	14人	現在の定数を維持すると想定
想定職員数	277人	現在の職員数を維持すると想定

①想定人口

平成27年度国勢調査の本市人口は、21,909人となっており、年々減少している状況にあります。

そのため、人口減少対策として、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定し各種施策に取り組んでいるところであり、新庁舎の共用開始予定である令和6年度（2024年度）の想定人口を、現時点では人口ビジョンと同程度の概ね19,500人とします。なお、現在作業を進めている人口ビジョンの見直しに伴い、想定人口を修正する場合があります。

②想定議員数

議員数は、「深川市議会議員定数条例」で定められた14人とします。

③想定職員数

職員数については、自治体の業務が多様化・専門化していく現状において、人口減少に比例して職員数を減少させることは、市民サービスや業務執行の低下を招く恐れもあることから難しい状況にあると考えておりますので、別表のとおり現在の職員数を維持するものと想定します。

なお、将来、職員数の減少によりスペースに余裕ができたときは、市民が利用するスペースとしての活用や、他の老朽化した施設の機能を移転させることなどを想定しています。

◎職員数内訳

（単位：人、令和元年9月1日現在）

	特別職	部長職	課長職	課長補佐職	係長職	一般職	職員計	臨時・非常勤等	合計
本庁舎・東庁舎	3	8	31	26	53	67	188	44	232
健康福祉センター (療育センター除く)		1	4	2	8	15	30	15	45
合 計	3	9	35	28	61	82	218	59	277

(2) 新庁舎の面積

◎現庁舎（本庁舎・東庁舎・デ・アイ事務室）の面積

本庁舎・東庁舎 5,421.58 m² + デ・アイ事務室 200.13 m² = 5,621.71 m² ①

◎国の基準による算定面積（車庫を除いて算定）

・総務省「地方債同意等基準運用要綱」による算定

平成 22 年度要綱 5,810.0 m² ②

平成 31 年度要綱 7,695.4 m² ③

・国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による算定 5,807.4 m² ④

①②③④の平均 6,233.6 m²

新庁舎の面積を国の基準で算定した場合は、上記のとおりすべての基準で、現庁舎の面積を上回ります。

特に、庁舎建設の財源として活用を見込んでいる地方債の本年度基準で算定した場合は、上記③のとおり現庁舎の面積を大幅に上回るようになります。

新庁舎の建設にあたっては、必要な機能やスペースを確保する一方で、健全な財政運営の観点から華美にわたらない必要最小限の規模となるよう、整備費用の抑制に努める必要があります。

また、施設の面積については、具体的な導入機能や平面プラン等の検討を行う設計作業の中で精査を行い算定することになります。

以上のことから、現時点での考え方としては、現庁舎の面積と国の基準により算定した面積の平均（約 6,200 m²）を延べ床面積の基準として、その範囲で、極力機能的でコンパクトな庁舎の整備を目指すことにします。

【参考】

①平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
①事務室					
特 別 職	3 人	12	36.0 人	4.5 m ²	162.0 m ²
部 長 職	9 人	2.5	22.5 人		101.2 m ²
課 長 職	35 人	2.5	87.5 人		393.8 m ²
課長補佐職	28 人	1.8	50.4 人		226.8 m ²
係 長 職	61 人	1.8	109.8 人		494.1 m ²
一般職員等	141 人	1	141.0 人		634.5 m ²
計	277 人		447.2 人		2012.4 m ²
②倉庫	事務室標準面積の 13%				261.6 m ²
③会議室等	会議室・電話交換室・便所・洗面所・その他諸室 常勤職員現在数(臨時等を除く)×7.0 m ²				1,526.0 m ²
④玄関等	玄関・広間・廊下・階段・その他通行部分①+②+③の 40%				1,520.0 m ²
⑤議事堂外	定数 14 名×35 m ²				490.0 m ²
合計					5,810.0 m ²

※本庁舎、東庁舎、健康福祉センター(療育センター除く)の職員数で算定しています。職員数には臨時・非常勤職員を含みます。

※上記は、車庫を除いて算定しています。この他、市民交流スペース等が別途必要です。

②平成31年度地方債同意等基準運用要綱（市町村役場機能緊急保全事業）

	職員数	基準面積	算出延床面積
入居予定職員数	218 人	35.3 m ²	7,695.4 m ²

※本庁舎、東庁舎、健康福祉センター(療育センター除く)の職員数で積算しています。職員数には臨時・非常勤職員を含みません。

③国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	算定面積	
①事務室					1,601.6 m ² (基準の10%増)	
特別職	3人	10.0	30.0人	3.3 m ²		99.0 m ²
部長職	9人	2.5	22.5人			74.3 m ²
課長職	35人	2.5	87.5人			288.8 m ²
課長補佐職	28人	1.8	50.4人			166.3 m ²
係長職	61人	1.8	109.8人			362.3 m ²
一般職員等	141人	1	141.0人			465.3 m ²
計	277人		441.2人			1,456.0 m ²
②会議室	(職員100人当り40 m ² 10人増すごとに4 m ² 増加)*1.1				118.8 m ²	
③電話交換室	換算人数400～600人				68.0 m ²	
④倉庫	事務室面積(10%加算分を除く)の13%				189.3 m ²	
⑤宿直室	1人まで10 m ² 。1人増すごとに3.3 m ² 増加(算定2人)				13.3 m ²	
⑥庁務員室	1人まで10 m ² 。1人増すごとに1.65 m ² 増加(算定2人)				11.7 m ²	
⑦湯沸室	6.5～13.0 m ²				13.0 m ²	
⑧受付・巡視溜	最小6.5 m ²				6.5 m ²	
⑨便所・洗面所	全職員数×0.32 m ² /人				88.6 m ²	
⑩医務室	職員数250人～300人				75.0 m ²	
⑪売店	職員数×0.085 m ² /人				23.5 m ²	
⑫食堂・喫茶室	職員数250人～300人				118.0 m ²	
⑬理髪室	職員数90人～290人				21.0 m ²	
⑭議事堂外	総務省地方債同意基準を準用(35 m ² ×14人)				490.0 m ²	
⑮記者クラブ	現行面積と同程度				24.0 m ²	
⑯印刷室	現行面積と同程度				48.0 m ²	
⑰業務支援機能	防災対策室、サーバ室、相談室等				350.0 m ²	
⑱福利厚生機能	更衣室、休養室等				200.0 m ²	
⑲その他	多目的(市民交流)スペース				210.0 m ²	
⑳機械室	①～⑱の計が3,000～5,000 m ² (冷暖房)				547.0 m ²	
㉑電気室	①～⑱の計が3,000～5,000 m ² (高圧受電)				96.0 m ²	
㉒自家発電機室	有効基準は①～⑱の計が5,000 m ² 以上だが最小値を適用				29.0 m ²	
㉓玄関、廊下、階段	①及び②の10%加算分を除いた面積と③～㉒の合計の35%				1,465.1 m ²	
合計					5,807.4 m ²	

※本庁舎、東庁舎、健康福祉センター(療育センター除く)の職員数で積算しています。職員数には臨時・非常勤職員を含みます。

※上記は、車庫及び運転手詰所を除いて算定しています。

(3) 駐車場の規模及び公用車の台数

①来庁者用駐車場

市民アンケートで市役所に来られる際の交通手段を伺ったところ、約8割の方が自家用車で来庁されると回答しています。

現在、来庁者用駐車場については、本庁舎前に95台分（この他に健康福祉センター前に34台分）を用意していますが、各種申請時期や会議等の開催が重なった際には、駐車場が不足することが見受けられます。

今後、人口減少が見込まれますが、新しい庁舎は市民が気軽に立ち寄れる場として整備を行う予定をしていることから、車両による来庁者がさらに増えることも見込まれます。また、庁舎周辺には災害対応や雪の堆積スペースを確保することも求められます。

以上のことから、来庁者用駐車場は、最低限、現在の本庁舎前と同程度（約100台分）の駐車スペースの確保を目指して検討を行います。

また、夏季における自転車等の使用も考慮し、駐輪場についても適切な台数が停められるよう用意します。

②公用車駐車スペース

現在、市道の維持管理や除雪等で使用する大型車両を除き、29台の公用車を保有していますが、時期によっては不足が生じ、一定期間レンタカーを借り上げ対応している状況にあります。

これらを考慮して公用車に関しては、最大35台分の駐車スペースの確保を検討します。

③職員駐車場

現在職員駐車場としては、175台分を用意しています。

将来的には職員数の減少が見込まれますが、想定職員数を現在と同様としていることから、新たな庁舎においても職員駐車場は、現在と同程度の駐車スペースの確保を目指して検討を行います。

2. 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設位置については、「深川市庁舎整備の検討に向けた諸課題について」でまとめたとおり、地方自治法の定めをはじめ、「市民の利便性」や「まちづくりとの整合性」「防災上の観点」「用地確保の容易性」「建設事業費に係る財政負担」など様々な視点から検討するとともに、市民アンケートの結果による市民の意向、ならびに深川市庁舎整備検討会議や深川市議会庁舎整備特別委員会等の意見を踏まえ決定する必要があります。

地方自治法では、第4条第2項において「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されています。

また、「深川市庁舎整備の検討に向けた諸課題について」でまとめた検討項目については、下記の内容を検討の前提条件としました。

- ①市民の利便性…自動車や公共交通でのアクセスが良く、十分な駐車スペースが確保できる場所であること。また、市民の利用が多い他の官公署や公共施設等にも近い場所であること など
- ②まちづくりとの整合性…深川市総合計画などの各種計画と整合がとれる場所であること など
- ③防災上の観点…最新の石狩川ハザードマップに対応し、浸水があっても市役所機能が維持できる場所であるとともに、災害対応に適した広いスペースが取れる場所であること など
- ④用地確保の容易性…市町村役場機能緊急保全事業の適用が可能となるように、用地確保に時間を要しない場所であること など
- ⑤建設事業費に係る財政負担…用地確保に係る経費を抑えることができる場所であること など

さらに、市民アンケートの結果において、庁舎を建替える場合の場所の設問では、「費用負担を極力抑えるために、現在地も含めて、所有している適当な市有地を活用し建替えること」の回答が約7割を占めたこと。

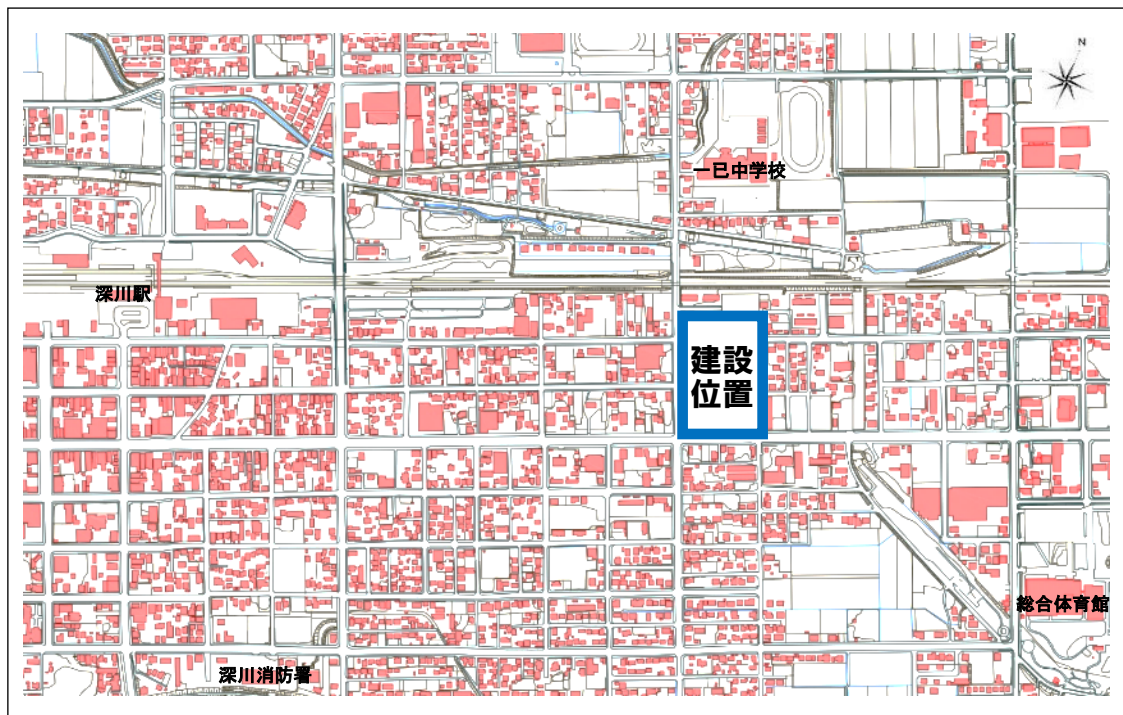
市役所へ来られる際に一番よく利用される交通手段の設問では、約8割の方が「自家用車」を利用していること。

市庁舎に重要視することの設問では、「災害時に市民の救援を迅速に行える防災拠点」「誰もが利用しやすい高い利便性を備えた庁舎」「施設整備・維持管理のコストを抑制」が上位の回答となっています。

これらのことを踏まえ、庁舎建設が可能な土地として「①現庁舎敷地」「②生協跡地」「③生きがい文化センター」「④市立病院（駐車場）」の4カ所を抽出し、深川市庁舎整備検討会議や深川市議会庁舎整備特別委員会において議論をいただきました。

両会議での熱心な議論と検討の結果、①の現庁舎敷地が「土地購入が不要で事業費が抑えられ事業推進がスムーズである」「敷地面積が広く庁舎の配置レイアウトや駐車場等の確保に余裕がある」「周辺施設との連携が引き続き可能となる」など多くの長所があり、他の土地より優位性が高い状況にあるとの判断をいただき、両会議とも庁舎の建替え位置は、①の現庁舎敷地とするとの確認がなされました。

このことを踏まえ、市としてもこれら4つの候補地を慎重に検討した結果、新庁舎の建設位置は「**現庁舎敷地**」とします。



3. 配置計画

(1) 計画地周辺の状況

建設場所として選定した現庁舎敷地は、現庁舎が建設されて50年以上が経過し、市民のみなさんが慣れ親しんだ場所です。

深川駅からは約1kmとやや離れてはいますが、道道旭川深川線の幹線道路に接しバス停も近接しており、交通アクセスに恵まれた場所にあります。

また、敷地周辺には、他の官公署が多く集まり、敷地内にも総合福祉センターや健康福祉センターなどを配置し利便性が高い状況にあります。

さらに、計画地は敷地が広く住宅地が隣接するなど、比較的静かで落ち着いた環境にあります。

(2) 周辺地域への配慮

計画地においては、静かで落ち着いた環境である現状と乖離しないよう、敷地内の緑化整備や景観形成、眺望の確保などを行い、自然や周辺環境との調和がとれた整備に努めます。

また、計画地の一部が住宅地と接していることから、周辺住民への影響を考慮して、新庁舎や周辺施設の整備を行います。

この他、車両や歩行者等の動線をはじめ、周辺施設や他の官公署等との連携などに配慮し庁舎の配置を検討します。

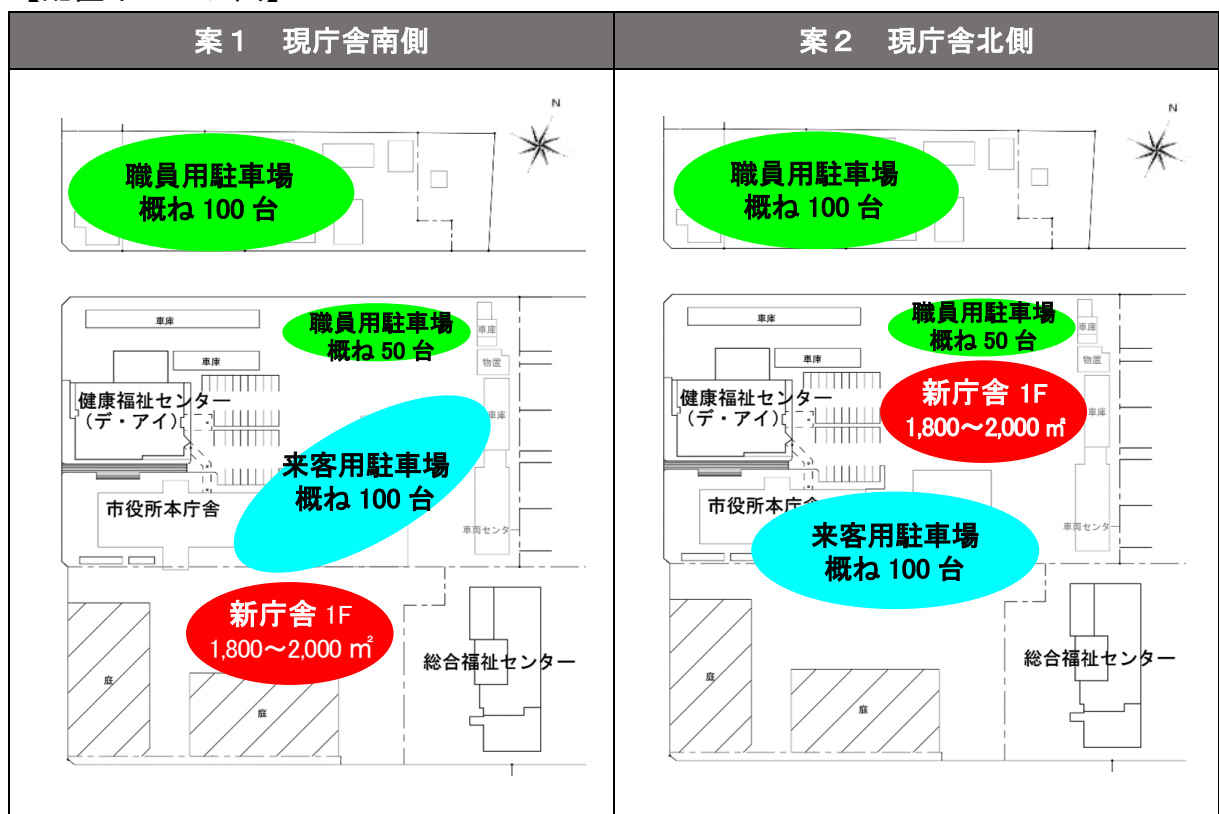
(3) 配置方針

新庁舎の配置については、現庁舎を使用しながら建設が可能な「現庁舎の北側」もしくは「現庁舎の南側」に配置する下図の案を候補とし、土地の利用性や施工性、周辺施設との関連性、防災性などを考慮して、利用者にとって、わかりやすく利用しやすい建物配置となるよう、設計の中で最善なものを選択することとします。

なお、建築工事中を含め、人や車の動線に配慮するとともに、来庁者等の駐車場の確保に努めるなど、利用者の利便性に配慮した配置とします。

また、現庁舎周辺には老朽化した車庫や物品庫、書庫等が点在していることから、新庁舎等の配置も考慮しながら、可能な範囲で整備を検討します。

【配置イメージ図】



4. 階構成

階構成は、市民の利便性や業務効率性、災害時などを考慮し、各階の機能の配置について、次のとおり整理します。

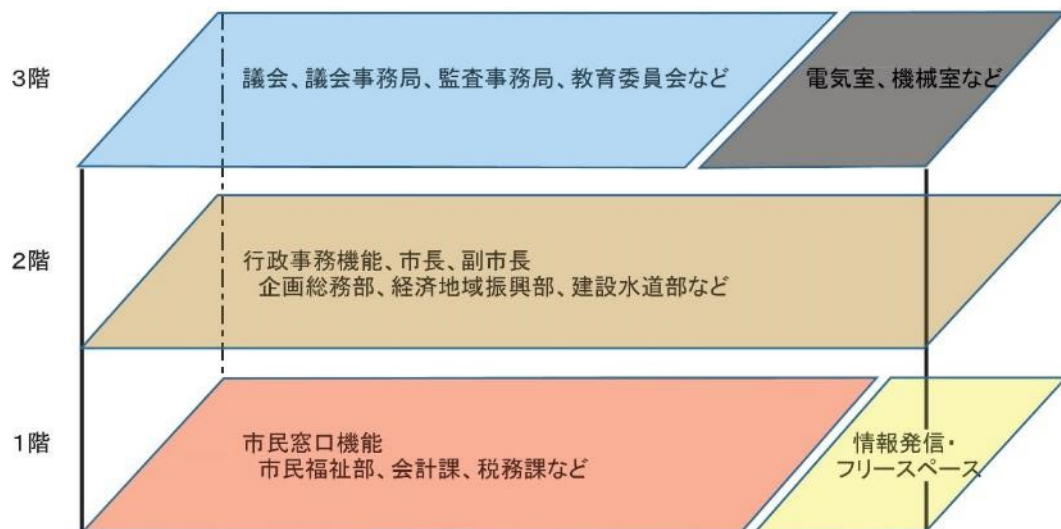
(1) 基本的な考え方

- ・低層階には、市民利用の多い部署を配置するとともに、中高層階には部署間の連携などを踏まえて、職員の業務効率や災害時の対応などに配慮した部署を配置することとします。

(2) 計画方針

次のような案を基本に、配置計画における平面形状なども勘案しつつ階構成を決定します。

〔3階建ての場合の例〕



※今後、配置の変更が生じる場合があります。

第6章 整備計画

1. 整備手法

(1) 想定される整備手法

本市の工事発注においては、基本計画、基本設計及び実施設計を行い、設計内容や仕様及び予算を明確にし、施工を分離して発注することを標準としてきました。

しかし、近年の規模の大きい建築工事では、設計と施工を一体的に発注することでコスト抑制やスケジュールの有利性が期待できる可能性があることから、事業の特性を考慮し、多様な契約方式の中から最も適した調達方法を選択する必要があります。

本計画では、行政主体となる事業手法として設計と施工を分離して発注する「設計・施工分離発注方式」（以下「従来方式」という。）に加え、一般的に全体工期の短縮や発注者リスク軽減等が期待できる、設計と施工を一括で発注する「設計・施工一括発注方式」（以下「DB方式」という。）や施工に適した設計による工事費減が期待できる、設計に建設業者が参画し、技術提案を行う「技術協力・交渉方式」（以下、「ECI方式」）の採用を検討します。

このほかに、民間主体の事業手法として、PFI方式やリース方式が想定されますが、民間事業者の資金調達となるため、財政支援が受けられず、借入れのため金利分の割高が見込まれることや、大手企業が中心となり、地元企業の参入が限定されやすいことから、行政主体の事業手法により比較検討します。

新庁舎の建設においては、耐震性能が低い現庁舎の状況を早急に解決する必要があるとともに、市民の幅広い意見や要望を反映することが求められることや、地域経済の活性化の観点から地元企業が参画しやすい発注形態であるといった様々な課題があることから、次のとおり比較検討を行いました。

＜行政主体となる事業手法の比較検討＞

事業手法	設計・施工 分離発注方式 (従来方式)	設計・施工一括 発注方式 (DB方式)	技術協力・交渉方式 (ECI方式)
概要	- 基本設計と実施設計を設計者に発注し、その後、建設工事を施工業者に発注する方式。 - 公共事業の発注形態で最も一般的な手法である	基本設計と実施設計及び建設工事をDB事業者に一括・包括的に発注する方式。発注時点で施工までの契約となるため早期に事業者を確保できるが、選定に時間がかかる。	市の初期投資額が大きい。施工に適した設計による工事減の可能性はあるが、競争圧力は働きにくい。特殊な建設技術を活用する際に適している。
財政負担の抑制	- 市の初期投資が大きい。 - 民間企業が参画しやすく、競争圧力で工事費減の可能性はある。 ○	- 市の初期投資が大きい。 - 民間企業のノウハウを活用することで事業費削減の効果が期待できる。 ○	- 市の初期投資が大きい。 - 民間事業のノウハウを活用することで事業費削減の効果が期待できる。 - 競争圧力は働きにくい。 △
スケジュール	- 発注を行う際の標準的な手法なので、スケジュールの見通しが立てやすい。 - 工事の入札で不落となった場合にスケジュール遅延の可能性はある。 ○	DB方式での庁舎整備事例が少なく、スケジュールの見通しがたてにくい。 ×	ECI方式での庁舎整備事例が少なく、スケジュール等の見通しがたてにくい。 ×
市民の意見、行政の意向の反映	業務ごとに市の仕様書に基づき発注するため、各段階で市民の意見や市の意向を反映しやすく、品質・柔軟性が確保されやすい。 ○	- 事業公募前に要求水準書を取りまとめる必要がある。 - 事業契約で設計内容と価格を決めてしまうため、設計変更への対応が難しい。 - 施工者に偏った設計になりやすい。 ×	建設企業との技術協力の契約時に、設計内容と価格を決めてしまうため、設計変更への対応が難しい。 ×
地域経済への波及効果	設計、建設が個別発注となるので地元企業が参画しやすい。 ○	設計・施工一括で推進できる企業が限定されるが、共同企業体での地元企業参画は可能と想定される。 △	ECI方式の事業を推進できる企業が限定されるが、共同企業体での地元企業参画は可能と想定される。 △

従来方式、DB方式、ECI方式の事業手法について比較検討した結果、事業者選定に要する時間が比較的短く、手厚い地方債措置が活用でき、設計段階においても、市民の意見や市の意向を反映しやすく、多くの地元企業が関われ、地域経済への波及効果も期待しやすい等の理由から、本市の庁舎整備の事業手法として、設計・施工分離発注方式（従来方式）が適していると判断します。

しかしながら、発注の際には、震災復興需要やオリンピック関連による事業費の変動、工事量の増加による工期への影響など、社会情勢や建設工事の発注状況も考慮していきます。

(2) 設計発注手法

①選定の考え方

設計者の選定手法として、「競争入札方式」「技術提案（プロポーザル）方式」（以下「プロポーザル方式」という。）及び「設計競技（コンペ）方式」（以下「コンペ方式」という。）があります。

競争入札方式は、設計金額を入札で競わせ、最も安価な設計金額を提示した者を選定する方式であり、プロポーザル方式は、設計業者の体制や実績、技術力のほか事業に対する考え方を求め、それらを総合的に判断し事業に最も適した設計者を選定する方法です。また、コンペ方式は、一定の条件のもと設計案を求め、最も優れた案の提案者を設計者として選定する方法です。

これまで、本市の設計者の選定においては、公正さを保ちつつ低廉な価格で選定できるといった観点から主に競争入札方式を採用し、設計者の実績や設計趣旨の差異が、施設建設に有効と考えられる場合は、プロポーザル方式を採用しています。

②設計発注手法の選定

発注 手法	競争入札方式		技術提案 (プロポーザル) 方式		設計競技 (コンペ) 方式	
概要	- 設計金額を入札で競わせ、最も安価な設計金額を提示した者を契約の相手方に選定する方法。 - 多くの自治体で一般的に採用されている。 - 工事や物品購入のように、得られる成果の内容や質があらかじめ具体的に特定され、誰が行っても成果の同一性が保証される場合に有効な方式である。		設計業者から設計体制や取組実績、技術力のほか、プロジェクトに対する考え方や意欲などについて技術提案を求め、これらを総合的に判断し、業務の内容に最も適した設計者を選定する方法。		- 一定の案件のもと設計業者から設計案の提出を求め、最も優れた設計案を選び、その提案者を設計者として選定する方法。 - 設計案の提案に必要な要求水準や設計条件をあらかじめ設計業者に提示する必要がある、発注者の負担が大きく、設計業者に対しても設計案作成に対する費用を用意する必要がある。	
質の 高い 設計者の 選定	- 設計業者の技術力や実績は表面的な部分しか確認できない。 - 十分な能力や経験のない設計業者が安価で落札することも想定され、市民意見を踏まえた良質な設計に結びつかない場合も想定される。	×	設計趣旨、実績、組織体制等から技術力が高く業務に適した設計者を選定することで、設計者と協働で設計を進めることができる。	○	- 複数の設計案の中から優れたものを選ぶことができ、設計者を選定した時点で概ねのデザインやプランニングを確定することができる。 - 設計業者の技術力や実績は部分的にしか確認できない。	△

市民意見や市の意向の反映	発注者が設計過程に参入しやすく、市民のニーズや発注者の意図を的確に反映させながら、設計を進めることができる。	○	発注者が設計過程に参入しやすく、市民のニーズや発注者の意図を的確に反映させながら、設計を進めることができる。	○	設計案を選ぶため、その設計案に拘束され、その後の設計段階で市民意見を反映させることが難しい。	△
設計者選定への参加	- 設計金額が評価対象となるため、手続きが簡便であり、公平性、透明性、機会均等の面で優れている。 - 入札参加にあたって労力や費用の負担はない。	○	設計業者は、プロジェクトに対する考え方や意欲などについての技術提案をまとめる必要があるが、設計案を作成する必要がないため、労力や経費、時間の負担が少なく、多くの設計業者の参加が期待できる。	△	設計業者は受注前に設計案をまとめる必要があり、労力や費用、時間に大きな負担を伴う。	×

競争入札方式は、市民意見や市の意向の反映、設計者選定への参加のしやすさにおいて優れていますが、より質の高い設計者の選定において劣ることから、適当ではないと考えられます。

プロポーザル方式とコンペ方式は、質の高い設計者の選定が可能ですが、コンペ方式の場合は、市民意見や市の意向の反映が難しいほか、設計者選定への参加に要する労力や経費などの面で大きな負担を伴います。

一方、プロポーザル方式は、参加者の負担を軽減させるため、新たな手法として近年多く用いられており、発注者が設計過程に参入しやすく、市民意見や市の意向を的確に反映させながら、設計を進めることができます。

このようなことから、庁舎整備の設計発注手法は、プロポーザル方式が適当と判断します。

2. 概算事業費及び財源、公債費の推移

(1) 概算事業費

庁舎の建設工事費は、延床面積6,200㎡を基準にその範囲内で、建設単価1㎡当たり税込55万円～65万円で算出しています。(建設単価は、他の自治体の建設事例を参考にするとともに、施設の面積、設備の内容、社会情勢の変動を考慮して幅を持たせています。)

建設工事費を含む概算事業費については、表1のとおりです。

今後の検討においては、限りある財源を有効に活用するため、設計における構造・工法の精査、必要な機能の整理を進め、経済性と機能性を合わせもった庁舎の建設に努めます。

＜表1＞ 概算事業費

概算事業費		備考
基本設計 実施設計	1.3 億円	
建設工事費	34.1 億円 ～ 40.3 億円	
その他費用	6.9 億円	旧庁舎の解体、駐車場等の外構工事、備品等購入費、情報機器の移設費、引越し等の費用
概算事業費	42.3 億円 ～ 48.5 億円	地方債の借入に伴う利子の償還金は含まれていません。

（２）概算事業費に対する財源と市の負担額

①概算事業費に対する財源

概算事業費に対する財源は、表２のとおり、地方債の借入れと市の自主財源（各種基金のほか、市税・地方交付税等の収入）で対応します。

地方債のうち建設工事費等については、「公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）」の活用を予定しています。

この地方債の適用条件は、令和２年度までに実施設計に着手した事業とされているとともに、起債対象事業費（実施設計や建設工事等）の９０％を地方債に充当することが可能で、さらに、地方債の７５％分に対する元利償還金の３０％について、後年度に国から地方交付税として財政措置されます。

また、旧庁舎の解体については、事業費の９０％までを地方債を充当することができる「公共施設等適正管理推進事業（除却事業）」の活用を予定しています。なお、除却事業には国の地方交付税措置はありません。

なお、地方債を発行できない事業には、基本設計をはじめ、実施設計及び建設・解体・外構工事費のうち地方債に充当されない一部の費用、備品購入費、引越し経費などがありますが、これらは、市の自主財源での対応となります。

＜表２＞概算事業費に対する財源

区 分		金 額	備 考
概算事業費		42.3 億円 ～ 48.5 億円	
財源内訳	地方債	35.3 億円 ～ 40.9 億円	・市町村役場機能緊急保全事業（対象事業費の 90%） 33.3 億円～38.9 億円 ・除却事業（対象事業費の 90%） 2.0 億円
	市の自主財源	7.0 億円 ～ 7.6 億円	

②市の負担額（概算）

市の負担額（概算）は表３のとおりです。

地方債を借入れると利子が発生しますので、表１の概算事業費に地方債利子を加えた額が負担総額となります。

そのうち地方債の借入れができない費用は、地方債利子を除き、事業年度において基金等を財源に賄い、地方債の借入れができるものについては、借入期間中に分割して地方債を返済（償還）していくことになります。

毎年返済する地方債の元利償還金に対して地方交付税が措置されますので、負担総額から地方交付税措置額を除いた額が市の負担額（概算）となります。

<表３> 市の負担額（概算）

【概算事業費が４２．３億円の場合】

負担総額 44.9 億円（概算事業費 42.3 億円＋地方債利子 2.6 億円）		
地方債 37.9 億円（※） （借入額 35.3 億円 償還利子 2.6 億円）		市の自主財源 7.0 億円
地方交付税措置額 8.5 億円	市負担額（概算）36.4 億円	

※地方債の償還は、年間約１億８千万円

【概算事業費が４８．５億円の場合】

負担総額 51.6 億円（概算事業費 48.5 億円＋地方債利子 3.1 億円）		
地方債 44.0 億円（※） （借入額 40.9 億円 償還利子 3.1 億円）		市の自主財源 7.6 億円
地方交付税措置額 10.0 億円	市負担額（概算）41.6 億円	

※地方債の償還は、年間約２億円

（注）地方債の借入利率は０．４５％、償還期間は次のとおり設定して、償還額を算出しています。

建設費 償還期間３０年償還（うち元金償還据置期間５年）
設計等 償還期間２０年償還（うち元金償還据置期間３年）
解体事業 償還期間１０年償還（うち元金償還据置期間２年）

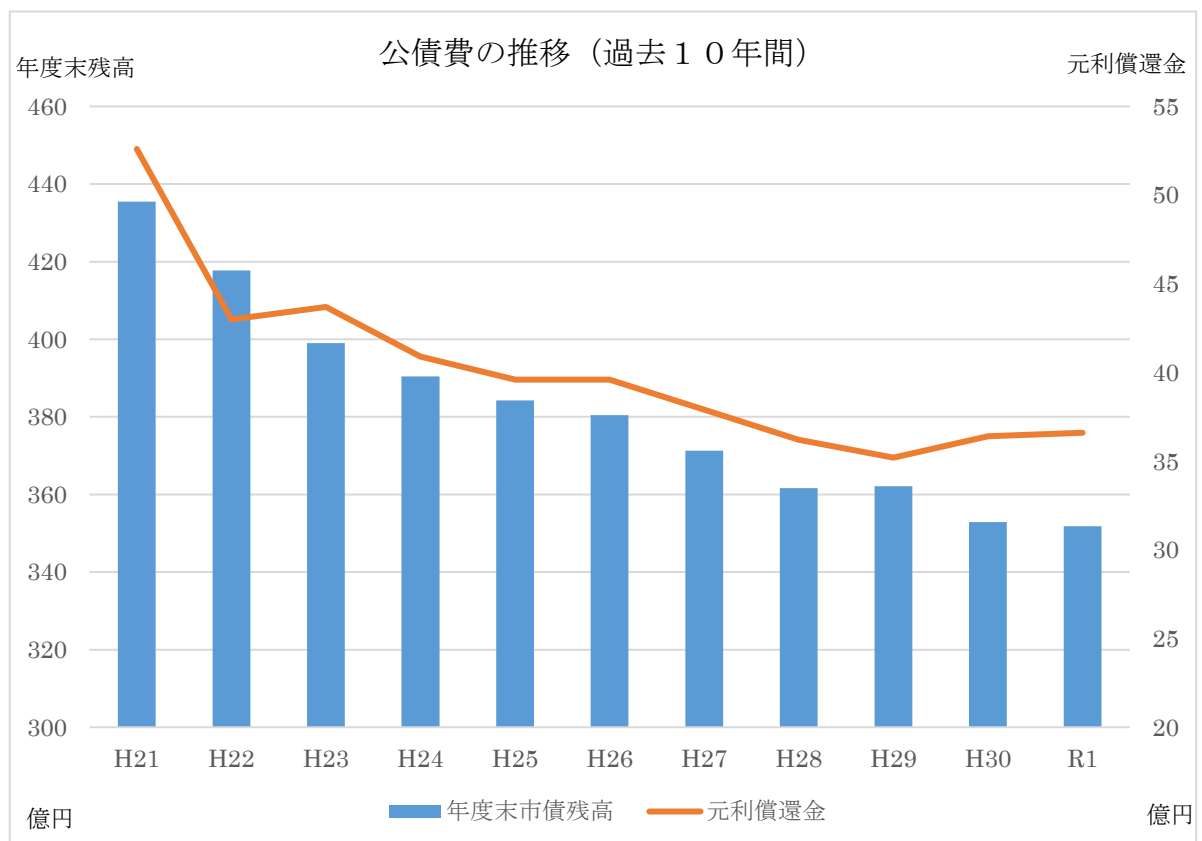
（３）公債費の推移（過去１０年間）

地方債の返済に要する経費（元金及び利子）を公債費と言います。公債費である元利償還金は、１０年前（平成２１年度）の各会計の合計で５２．６億円であったものが、平成３０年度は３６．４億円まで減少し、地方債の借入残高（市債残高）についても同様に、４３５．５億円から３５２．９億円まで減少しています。

今後も公債費と市債残高の減少に努めますが、仮に平成３０年度の額が継続した場合は、現在から概ね５年前の水準になることが想定されます。

単位：億円

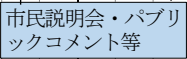
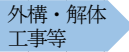
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 予算
一般会計	元利償還金	30.6	27.2	29.6	27.6	26.7	27.5	26.2	24.8	24.2	25.4	25.5
	年度末市債残高	247.9	237.8	226.7	225.8	226.3	232.7	229.6	225.1	230.7	225.8	226.3
特別会計 企業会計	元利償還金	22.0	15.8	14.1	13.3	12.9	12.1	11.7	11.4	11.0	11.0	11.1
	年度末市債残高	187.6	179.9	172.3	164.6	157.9	147.7	141.7	136.5	131.4	127.1	125.5
計	元利償還金	52.6	43.0	43.7	40.9	39.6	39.6	37.9	36.2	35.2	36.4	36.6
	年度末市債残高	435.5	417.7	399.0	390.4	384.2	380.4	371.3	361.6	362.1	352.9	351.8



3. 整備スケジュール

新庁舎建設の財源として、公共施設等適正管理推進事業債(市町村役場機能緊急保全事業)の活用を見込んでいるため、令和2年度に実施設計の着手を目指し、次のようなスケジュールで進める予定をしています。

また、新庁舎建設にあたっては、市民の皆様の意見を十分に反映する必要があることから市民説明会やパブリックコメントなどを実施し、より多くの市民の皆様からご意見をいただく機会を引き続き設けていきます。

	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
基本計画						
基本・実施 設計						
建設工事						
その他						

※スケジュールは進捗状況により変更となる場合があります。